

平成 2 8 年 第 6 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(平成 2 8 年 5 月 3 0 日)

召集年月日 平成28年5月30日（月）  
召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成28年5月30日 午後4時03分  
閉会 平成28年5月30日 午後4時35分

出席委員（13名）

1番 早川 和夫（会長） 2番 溝口 智也 3番 菅原 儀左エ門  
4番 岡 秀 夫 6番 神野 淳一 7番 桑田 建太郎  
8番 松宮 重信（職務代理） 9番 細川 正博  
10番 木村 憲雄 11番 櫻井 隆治 12番 松井 厚雄  
13番 見城 紀彦 14番 古池 洋子

欠席委員（1名）

5番 山本 修

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権  
移転許可申請審議について

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権  
設定許可申請審議について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
地利用集積計画審議について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成28年第6回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、5番山本委員の1名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は、平成28年第6回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の3議案、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、6番 神野委員さんと 7番 桑田委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長

議案第12号は、〇〇のアパートに居住している〇〇氏が自己の住宅を建てるため、同じく〇〇の〇〇氏の畑を購入し転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

転用申請を委員会として許可できるかの判断は、先月の県嶺南振興局の研修会のとおり、農地の営農条件や周辺の立地状況を区分した許可基準により判断することとなっています。

この申請は、申請地からおおよそ150mに町役場があり、市街地化の傾向が著しい区域として第3種農地に区分されますので、許可できるものと判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松宮委員 はい、議長

松宮委員 本案につきましては、24日午前に、松井委員と事務局同行により確認してまいりました。

申請地は、本郷駅からのバイパス沿いにありまして、所有者の〇〇氏が畑をされ、ニンニクの収穫待ちでありました。〇〇氏が高齢で畑をやめるため売地で出したところ、〇〇氏が不動産屋を介して購入を計画されたと、事務局より聞いております。

先ほど事務局が説明しました許可基準に照らしまして、転用は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(なし)

議 長       ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長       ご異議がないようでございますので、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 3]

議 長       日程3 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長       はい、議長

議案第13号は、〇〇にあります〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地を拡大するため、〇〇〇〇が隣地の〇〇氏の田を半永久的に借上げ転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書 記       はい、議長  
(議案朗読)

この申請地につきましても、およそ100mに町役場があり、第3種農地に区分されますので、許可できるものと判断されます。

議 長       ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

松宮委員           はい、議長

松宮委員           本案につきましても24日に確認してまいりました。  
申請地は休耕ですが自己保全で管理されております。  
先ほど事務局が説明しました許可基準に照らしまして、  
転用は問題ないものと判断いたしました。

議     長           ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が  
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

細川委員           第3種農地の範囲は。  
何の施設が対象になるか。

書     記           (第3種農地の定義回答)

議     長           ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませ  
んか。

(異議なし)

議     長           ご異議がないようでございますので、議案第13号 農  
地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定  
許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進  
達するものと決定します。

[日程 4]

議     長           日程4 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18  
条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを  
議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求め  
られたものであります。  
それでは、議案について事務局に説明させます。

局     長           議案第14号は、農業経営基盤強化促進法第18条に  
基づく利用権を設定するものであります。  
詳細については、書記に説明させます。

書 記

はい、議長  
(議案朗読)

認定農業者の〇〇氏が1筆の田1,482㎡を新規設定で6年間の使用貸借権により借り受けるものでございます。

この利用権設定の同意判断は、農地法第3条第2項各号には該当せず、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので農地委員さんからご報告願います。

松井委員

はい、議長

松井委員

本案につきましても24日に確認してまいりまして、田植えがされておりました。

今回の利用権を設定する以前は休耕となっていたということで、農地の再利用と担い手の集積が進み、喜ばしいことと思います。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

議 長

それでは、これをもちまして上程いたしました全ての

日程を終了いたします。

その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局

- ・ 農業者年金加入推進
- ・ 次会開催日報告

議長

それではこれで、平成28年第6回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。